

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県 農政部 販売・輸出支援課
契約締結年月日	令和5年7月6日
契約者名	株式会社エムアイフードスタイル
契約名	「バイ・ふじのくに」山梨県&静岡県フェア開催業務
契約金額 (税込み)	1,300,000円
随意契約理由	<p>本業務は、首都圏にて山梨県・静岡県合同でフェアを実施することで両県の優れた産品をより多くの首都圏の消費者に PRするとともに、事業者の販路拡大、所得向上に向けた取組を実施するものである。</p> <p>首都圏での取組では、両県が「富士山県」であることを PRすることで効果的な販路拡大や消費者の購買意欲の向上に繋がることが見込めるため、山梨県単独ではなく、静岡県との共同事業として実施することが必要である。</p> <p>静岡県は都内を中心に店舗展開し、多くの来店者が見込めるクイーンズ伊勢丹（運営：株式会社エムアイフードスタイル）でのフェア（以下、フェア）を開催することを検討しており、山梨県に対してフェア参加の打診があった。</p> <p>フェアの開催時期は山梨県の主要農産物である果実の販売時期に合わせることで最も効果的にPRできると考えられる。しかし、競争入札に付している事前商談会を含め、主要果実の販売時期に間に合わず、事業の主目的が果たせないこととなるため、早急に契約を結ぶ必要がある。</p> <p>株式会社エムアイフードスタイル以外の委託先に、静岡県と共同したフェアの開催を委託する場合、静岡県との調整から商品供給事業者（サプライヤー）選定、店舗側との事前の商談会の設定を一から行う必要があり、予算面、作業面で合理性に欠け、山梨県の希望する時期での実行が不可能となる。</p> <p>以上のことから急施を要する他、作業面、予算面で効率的業務執行が遂行できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号の規定により随意契約とし、本県主要農産物のブドウが旬を迎える時期までに静岡県と共同</p>

	でフェアを実施できるのは株式会社エムアイフードスタイル1社のみと考えられることから、山梨県財務規則第137条第3項の特別の理由に該当するため、見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号、山梨県財務規則第137条第3項